

◆訪問看護指示書について◆

訪問看護指示書

- ・ 通常使用される訪問看護指示書です。
- ・ 主治医は訪問看護ステーションに訪問看護指示書の原本を交付します。
- ・ 指示期間は最長6か月までです。
- ・ 訪問看護指示書交付の際は、月1回主治医が「300点」を算定できます。
- ・ 2か所以上の訪問看護ステーションから訪問看護を提供する場合、各事業所へ交付することとなっています。
- ・ 「在宅患者訪問点滴注射指示」は週3日以上点滴注射(抹消点滴に限る)が必要な場合に交付します。指示期間は7日間以内で月に何回でも交付可能です。

精神科訪問看護指示書

- ・ 精神障害者社会復帰施設等において、同時複数(8人まで)の患者に訪問看護を行う場合に交付します。
(訪問看護ステーションが訪問看護基本療養費Ⅱを算定)
- ・ 精神疾患患者すべてに交付する指示書ではありません。
- ・ 精神科を標榜する保険医療機関の精神科を担当する主治医が交付でき、月1回主治医が「300点」を算定できます。
- ・ 精神科訪問看護指示書を交付した場合、通常の「訪問看護指示書」は必要ありません。

特別訪問看護指示書

- ・ 患者の急性増悪、終末期、退院直後等により、頻回の訪問看護が必要になった場合に交付します。→これにより介護保険適用の利用者の場合は医療保険の適用となります。
- ・ 特別訪問看護指示書による訪問看護は「特別訪問看護指示書」の交付が前提条件となります。通常の「訪問看護指示書」における指示期間内で、且つ同一の医療機関・医師名としてください。
- ・ 特別訪問看護指示書の交付は原則として月1回で、主治医が「100点」を算定できます。「気管カニューレを使用している状態にある者」「真皮を越える褥瘡の状態にある者」については月2回まで交付できます。